

川崎市上下水道局告示第 38 号

水道料金等徴収事務の委託について

川崎市上下水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成 20 年川崎市水道局規程第 8 号）第 2 条の規定に基づき、水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、同規程第 3 条の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 21 日

川崎市上下水道事業管理者 池之上 健一

1 委託先

名 称 株式会社 N T T ドコモ・フィナンシャルグループ

所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

2 委託した収納事務に係る歳入

水道料金及び下水道使用料

3 指定日

令和 8 年 7 月 1 日

4 委託日

令和 8 年 7 月 1 日